要介護認定申請後の手順

介護福祉課
認定調査係

認定申請

※暫定でサービスを利用したい場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

※申請から結果通知までは、約１か月程度の期間がかかります。

結果通知書・保険者証

※ご自宅へ結果通知書と被保険者証が郵送されます。

非該当

※「坂東市高齢者福祉事業」をご参照ください。

※認定結果（介護度）により、サービス利用の相談窓口が異なります。

要支援１・２

地域包括支援センター

◇坂東市北部地域包括支援センター
【七重・生子菅・逆井山・沓掛・内野山】
電話：0280-82-1284

◇坂東市中央地域包括支援センター
【岩井第一・岩井第二・弓馬田】
電話：0297-35-2121

◇坂東市南部地域包括支援センター
【飯島・神大実・七郷・中川・長須】
電話：0297-38-2161

※各地区担当の地域包括支援センターへお問い合わせください。

要介護１～５

居宅介護支援事業所

※申請時にお渡ししましたパンフレット「みんな笑顔で介護保険」の最終ページの「居宅介護支援」欄より選択していただき、直接お問い合わせください。

ケアマネージャーとの契約・サービス利用開始

ご不明な点などございましたら認定調査係までお問い合わせください。
TEL0297-35-2121
（内線 1173）